

介護報酬単位の見直し案

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p>○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>9 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 （略）</p> <p>□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要支援1 534 単位</p> <p>ii 要支援2 667 単位</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室></p> <p>i 要支援1 618 単位</p> <p>ii 要支援2 772 単位</p> <p>(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 介護5:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要支援1 498 単位</p> <p>ii 要支援2 622 単位</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室></p> <p>i 要支援1 582 単位</p> <p>ii 要支援2 727 単位</p> <p>(3) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III) 介護6:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要支援1 473 単位</p> <p>ii 要支援2 591 単位</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室></p>	<p>○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）</p> <p>指定介護予防サービス介護給付費単位数表</p> <p>9 介護予防短期入所療養介護費</p> <p>イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費 （略）</p> <p>□ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費</p> <p>(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）</p> <p>(-) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要支援1 534 単位</p> <p>ii 要支援2 667 単位</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室></p> <p>i 要支援1 618 単位</p> <p>ii 要支援2 772 単位</p> <p>(2) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II) 介護5:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要支援1 498 単位</p> <p>ii 要支援2 622 単位</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室></p> <p>i 要支援1 582 単位</p> <p>ii 要支援2 727 単位</p> <p>(3) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III) 介護6:1 看護6:1</p> <p>a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室></p> <p>i 要支援1 473 単位</p> <p>ii 要支援2 591 単位</p> <p>b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室></p>

i 要支援1
ii 要支援2

557 単位
696 単位

(2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 要支援1 625 単位
b 要介護2 781 単位

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)

a 要支援1 625 単位
b 要支援2 781 単位

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (1)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

i 要支援1 557 単位
ii 要支援2 696 単位

(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)〈従来型個室〉

a 要支援1 534 単位
b 要支援2 667 単位

(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)〈多床室〉

a 要支援1 618 単位
b 要支援2 772 単位

(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費（1日につき）

(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)

a 要支援1 625 単位
b 要介護2 781 単位

(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)

a 要支援1 625 単位
b 要支援2 781 単位

注1 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から25単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (1)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
- | | |
|---------------------|--------|
| イ 病院療養病床療養環境減算(I) | 25 単位 |
| ロ 病院療養病床療養環境減算(II) | 85 単位 |
| ハ 病院療養病床療養環境減算(III) | 115 単位 |
- 4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------|-------|
| イ 夜間勤務等看護(I) | 23 単位 |
| ロ 夜間勤務等看護(II) | 14 単位 |
| ハ 夜間勤務等看護(III) | 7 単位 |
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)又は病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。
- | | |
|---------------------|--------|
| イ 病院療養病床療養環境減算(I) | 25 単位 |
| ロ 病院療養病床療養環境減算(II) | 85 単位 |
| ハ 病院療養病床療養環境減算(III) | 115 単位 |
- 4 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|----------------|-------|
| イ 夜間勤務等看護(I) | 23 単位 |
| ロ 夜間勤務等看護(II) | 14 単位 |
| ハ 夜間勤務等看護(III) | 7 単位 |
- 6 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。
- 7 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)若しくは病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)又は病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(III)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)を算定する。
- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|-------|
| (一) 管理栄養士配置加算 | 12 単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10 単位 |

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

- 8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注5の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注5の規定による届出があったものとみなす。
- 9 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|-------|
| (一) 管理栄養士配置加算 | 12 単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10 単位 |

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

□ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費(略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)<大学病院等>

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>

i 要支援1 833 単位
ii 要支援2 993 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>

i 要支援1 944 単位
ii 要支援2 1,098 単位

(2) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)<精神科病院等>

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>

i 要支援1 766 単位
ii 要支援2 934 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>

i 要支援1 850 単位
ii 要支援2 1,039 単位

(3) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)<精神科病院等>

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>

i 要支援1 743 単位
ii 要支援2 906 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>

□ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得た額を算定する。

ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費(略)

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

(-) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)<大学病院等>

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>

i 要支援1 833 単位
ii 要支援2 993 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>

i 要支援1 944 単位
ii 要支援2 1,098 単位

(2) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)<精神科病院等>

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>

i 要支援1 766 単位
ii 要支援2 934 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>

i 要支援1 850 単位
ii 要支援2 1,039 単位

(3) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)<精神科病院等>

a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>

i 要支援1 743 単位
ii 要支援2 906 単位

b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>

i 要支援 1	827 単位
ii 要支援 2	1,011 単位
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) <精神科病院等>	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 要支援 1	730 単位
ii 要支援 2	890 単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 要支援 1	814 単位
ii 要支援 2	995 単位
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) <精神科病院等>	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 要支援 1	668 単位
ii 要支援 2	828 単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 要支援 1	779 単位
ii 要支援 2	933 単位

i 要支援 1	827 単位
ii 要支援 2	1,011 単位
(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) <精神科病院等>	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 要支援 1	730 単位
ii 要支援 2	890 単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 要支援 1	814 単位
ii 要支援 2	995 単位
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) <精神科病院等>	
a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	
i 要支援 1	668 単位
ii 要支援 2	828 単位
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	
i 要支援 1	779 単位
ii 要支援 2	933 単位

(2) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日に つき)	
(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	946 単位
ii 要支援 2	1,101 単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	946 単位
ii 要支援 2	1,101 単位
(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	857 単位

(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	
(-) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	
a 要支援 1	570 単位
b 要支援 2	730 単位
(-) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	
a 要支援 1	654 単位
b 要支援 2	835 単位
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につ き)	
(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	946 単位
ii 要支援 2	1,101 単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	946 単位
ii 要支援 2	1,101 単位
(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	
a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (i)	
i 要支援 1	857 単位

ii 要支援 2	1,048 単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	857 単位
ii 要支援 2	1,048 単位

注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第187条第1項第4号に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

ii 要支援 2	1,048 単位
b ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii)	
i 要支援 1	857 単位
ii 要支援 2	1,048 単位

注 1 老人性認知症疾患療養病棟（指定介護予防サービス基準第187条に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護予防短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (3)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

3 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定介護予防短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

4 次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれ、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)

介護予防短期入所療養介護費 (ii) を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。
- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(4) 療養食加算

23単位

は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (ii) 又は認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) を算定する。

- イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- 5 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があつたときは、注1の規定による届出があつたものとみなす。
- 6 利用者が連続して30日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定介護予防短期入所療養介護については、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- (一) 管理栄養士配置加算 12単位
- (二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。
- 2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。
- イ 栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算

23単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(5) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費 (略)

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定介護予防短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 特定診療費

利用者に対して、精神科専門療法等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に10円を乗じて得た額を算定する。

ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費 (略)